

当院における身体拘束等の適正化のための指針

当クリニックでは基本方針に従いご入院中の患者様の安全を第一に考え、下記に定める指針に基づき適切な治療・ケアに努めて参りますことをここにお約束いたします。患者様、ご家族様におかれましては何卒、ご理解とご協力のほど宜しくお願い申し上げます。

1.基本方針

身体拘束は患者の自由を制限するものであり患者に対する尊厳と主体性を尊重し拘束を安易に正当化せず当職員一人ひとりが身体的・精神的弊害を理解し、拘束廃止に向けた意識を持ち身体拘束を行わない支援の実施に努める。

(1) 身体及びその他の行動を制限する行為の原則禁止

原則として身体拘束及びその他の行動を制限する行為（以下、身体拘束と言う。）を禁止とする。

(2) 身体拘束を行う基準

やむを得ず身体拘束等を行う場合には、以下の3つの要件を全て満たすこととする。

その場合であっても身体拘束を行う判断は組織的かつ慎重に行う。

① 切迫性 患者本人または他の患者の生命、身体が危険にさらされる可能性が著しく高いこと。

② 非代替性 身体拘束等を行う以外に代替する方法がないこと。

③ 一時性 身体拘束等が一時的であること。

(3) 急激な精神運動興奮が見られ業務に支障をきたす場合に限り鎮静目的の薬剤を使用する。

（ハロペリドール製剤、リスペリドン製剤）

2.身体拘束等廃止に向けた体制

(1) 身体拘束等適正委員会の設置

身体拘束の廃止に向けて身体拘束等適正委員会を設置し、その結果について医療従事者に周知徹底を図る。

① 委員会の構成員

委員会の構成員は医師、看護師をはじめその他、身体拘束等に係る関係者を招集し適宜、議論する。

② 委員会の審議事項

1. 身体拘束等の廃止に向けての現状把握及び改善についての検討。

2. 身体拘束等を実現せざるを得ない場合の検討及び手続並びに身体拘束等を実施した場合の解除の検討。

3. 身体拘束等の廃止に関する職員全体の指導並びに身体拘束等の廃止・適正化のための職員研修の実施。

(2) 身体拘束以外の行動制限の最小化に向けた取り組み

拘束器具を用いない行動制限（車椅子進行方向を物で塞ぐ、車椅子ロック施錠等）は当職員の監視が行き届く範囲においては行わないものとする。ただし夜勤勤務交代後等の人員不足に陥る事態の際はこれを問わない。

3.やむを得ず身体拘束等を行う場合の対応

(1) 入院当初

事前の情報で緊急やむを得ず身体拘束等を必要とする場合は身体拘束等適正委員会にて協議を行う。

協議後、身体拘束等の内容、時間等について患者及びその家族に対し説明を行い、書面を用いて同意を得る。

(2) 入院中

入院期間中の経過から緊急やむを得ず身体拘束等を必要とする場合は、身体拘束等適正委員会において実施件数の確認と身体拘束等をやむを得ず実施している場合（解除も含む。）については、協議検討し議事録を残す。

(3) 緊急時

緊急やむを得ず身体拘束等を行う時は、職員間で協議し緊急やむを得ない理由を記録するとともに、その後の身体拘束等適正委員会にて記録内容を協議したうえで、患者またはその家族への説明をできる限り速やかに行い同意を得る。